

無料相談

無料法律相談

10月1日から始まる第45回「法の日」週間を迎えるにあたり、無料法律相談を開催します。

とき / 9月30日
13:00~16:00

ところ
高知グリーン会館2階
高知市本町5丁目6-11
共催機関 / 高知弁護士会、高知地方法務局、高知地方裁判所、高知家庭裁判所

お問い合わせは
高知地方裁判所事務局総務課庶務係
(822-0340)まで

法務局くらしの相談所

県民のみなさんに法務局の業務内容を知っていただき、親しみを持って利用していただくため、県下6カ所において無料相談所を開設します。

とき / 9月23日
10:00~15:00

ところ
新京橋プラザ
高知市帯屋町1-11-40
高知地方法務局土佐山田支局
土佐山田町旭町1-4-10
他、佐川町・須崎市、安芸市、中村市でも開設。詳しくはお問い合わせください。
相談内容 / 登記、供託、戸籍、国籍、人権に関する相談全般

お問い合わせは
高知地方法務局土佐山田支局総務課
(0887-52-3049)まで

無料公証相談

10月1日から7日までは公証週間です。公証制度は、法務大臣により任命された公証人が、各種の契約や遺言などを公正証書により作成することなどにより、民事紛争の予防を図る重要な公的制度です。

契約（遺言、任意後見、売買、養育料、賃貸借など）についての公正証書の作成などに関する無料相談を開催します。

とき / 10月2日・3日
10:00~12:00
13:00~16:00

ところ / 高知合同公証役場
高知市本町1-1-3（朝日生命高知本町ビル）3階

お問い合わせは、
高知合同公証役場
(823-8601)まで



知って得する国民年金

国民年金の任意加入制度をご存じですか？

国民年金は20歳から60歳までの40年間保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金が受けられます。しかし、未納期間があると年金額が減額になってしまいますし、保険料を納めた期間（保険料免除・学生納付特例が認められた期間を含む）が25年以上ないと、年金を受けることができなくなります。

「任意加入制度」は、60歳までに受給資格期間を満たせない方や受給資格期間は満たしているが、未納期間があるため減額となる年金を、より満額に近づけたいという場合に、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に任意で加入できる制度です。

なお、昭和30年4月1日以前生まれの方（平成17年4月1日より、昭和40年4月1日以前生まれの方に拡大されます）は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで任意加入することができます。

●●● 高知年金相談センターのご利用を ●●●

高知年金相談センターでは、国民年金・厚生年金保険の受給資格の有無や年金額の照会などの年金相談のほか、請求書の受付や年金証書等の再発行、諸用紙の配布も行っています（土・日・祝祭日は休み）。

ところ / 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階

保険料は便利で確実な口座振替を！

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

保険料を毎月、納付書で金融機関等へ納めに行くのは大変です。また、うっかり納め忘れがあると、老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金などが受けられなくなる場合があります。

そんな手間や心配を口座振替が解消します。申込方法は、通帳と取引印鑑・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・納付書）を金融機関や郵便局などに持参のうえ、手続きをしてください。

* 6カ月・1年前納も口座振替が利用できます。引き落としの開始月は、後日八ガキで通知がありますのでご確認ください。

お問い合わせは
市民課年金係 (880-6555)
南国社会保険事務所 (864-1111)

備考 / 年金相談には年金手帳、年金証書、年金額改定通知書、印鑑などをご持参ください。
* 代理の方は、本人自筆の委任状が必要です。

お問い合わせは、
高知年金相談センター (885-1230)

ごみ出しは定められた日に!

*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
9/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)
7	火	片山、里改田
8	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
9	木	稲吉、西窪、新川
10	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
11	土	篠原、明見
13	月	下啗内、物部、開田
14	火	稲生
15	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
16	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
17	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
18	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
20	月	野田(西野田町1丁目を除く)
21	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
22	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	木	久礼田、植田
24	金	奈路、瓶岩、領石、植野
25	土	十市(北部)、緑ヶ丘
27	月	国分、比江、左右山、岩村
28	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
10/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
9/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
6	月	片山、里改田、浜改田
7	火	領石、植野、久礼田、植田
8	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
9	木	立田、田村
10	金	後免町、野田
11	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
13	月	十市(南部)
14	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
15	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
16	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
17	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
18	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
20	月	片山、里改田、浜改田
21	火	領石、植野、久礼田、植田
22	水	稲生
23	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
24	金	奈路、瓶岩、白木谷
25	土	国分、比江、左右山、北小籠
27	月	下啗内、物部、開田
28	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
10/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉



*肥料やお米の袋、黒い袋は中身の確認ができず危険なため使わないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙バック・古着)

と き	地 区
9月6日・20日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
9月7日・21日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
9月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月13日・27日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月14日・28日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
9月8日・22日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
10月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町

*別冊「たちばな」(南国市環境委連合会だより)もご覧ください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
9月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
9月3日・17日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
9月4日・18日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月9日・23日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月10日・24日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
9月11日・25日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
10月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前